

寄贈図書の受入に関する取扱い

平成17年7月28日施行 図書館運営委員会 全部改正
平成8年12月19日施行 図書委員会 決定

(趣旨)

第1 この取扱いは、小樽商科大学附属図書館(以下「図書館」という。)に図書寄贈の申出があった場合の受入に必要な手続き、取扱い等を定めるものとする。

(寄贈の申出)

第2 寄贈の申出は、書面によるものとし、次の事項が記載されているものとする。ただし、少数の図書を寄贈しようとする者は、書面による申出を省略することができるものとする。

- (1) 寄贈者の氏名又は団体名
- (2) 寄贈の趣旨
- (3) 寄贈図書名と冊数

(受け入れることができる図書)

第3 寄贈の申出があった図書のうち、次の各号に掲げるものは、受け入れることができるものとする。

- (1) 本学の職員の著作物又は本学が発行した図書
- (2) 本学の教育、研究、学習等に関連すると考えられるもの
- (3) 一般教養及び総合的知識の涵養に有益と考えられるもの
- (4) その他本学の蔵書としてふさわしいもの

(受け入れることができない図書)

第4 寄贈の申出があった図書のうち、次の各号に掲げるものは、受け入れないものとする。

- (1) 特定の企業、政治団体、宗教団体等が広報、宣伝を目的として発行されたと判断されるもの
- (2) 通俗的なもの、趣味的なもの、娯楽書等で、学術的価値を認め難いもの
- (3) 同一図書がすでに所蔵されており、重複所蔵の必要が認められないもの
- (4) 汚損又は破損が著しく、補修に要する費用が当該図書を購入するよりも高額であるもの
- (5) 図書の形態上、長期保存に耐えないと判断されるもの(パンフレット、カタログ等)
- (6) 寄贈条件が本学として認め難いもの
- (7) 盗品の恐れがあるもの
- (8) その他図書館の蔵書としてふさわしくないもの

(受入の審査)

第5 図書寄贈の申出があった場合において、前記第3、第4に該当するかどうかの判断が困難なものについては、図書館運営委員会において受入の審査を行うものとする。

(寄贈受入決定の通知)

第6 附属図書館長は、受入を決定したときは、寄贈者に対し別紙様式により通知するものとする。ただし、寄贈された図書が少数の場合は、通知を省略することができるものとする。

(感謝状の贈呈)

第7 貴重書を含む相当多数の図書の寄贈を受入決定した場合は、学長から感謝状を贈呈する。

2 感謝状贈呈の基準等取扱いについては別に定める。

(雑則)

第8 その他この取扱いに定めるもののほか、寄贈の受入に関し必要な事項は、附属図書館長が別に定める。

*別紙様式

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び
申し上げます。

さて、このたびは下記図書をご寄贈くださ
いまして、まことにありがとうございました。
た。

本学の教職員・学生の閲覧に供し、図書館
の資料として大切に保存させていただきます。
す。

今後ともよろしく願い申し上げます。

敬具

平成 年 月 日

小樽商科大学附属図書館長

記

.....
.....